

## 負担限度額認定申請上の注意事項

### (1) 被保険者に提出していただく書類

#### ア 申請書

※ 別添「申請書」の「記入例」参照



「申請書」の記入・押印もれがないかをご確認ください。

#### 「配偶者に関する事項」

配偶者の課税状況について、堺市が所得照会を行う場合がありますので、すべて記入されているかをご確認ください。

#### 「預貯金等に関する申告」

本人及び配偶者の預貯金等の資産の額は、自己申告が基本となります。

**預貯金等に関する申告欄は記載もれが多いので、ご注意ください。**

自己申告額である「申請書に記入した金額」と「通帳等の残高」が不一致のため確認を要すると堺市が判断した場合、お住まいの区役所から連絡調整をさせていただくことがあります。

#### 「非課税年金に関する申告」

非課税年金に係る額は、年金保険者からの情報と自己申告の両方で確認することになります。

「年金保険者からの情報」と「自己申告」が不一致のため確認を要すると堺市が判断した場合、お住まいの区役所から連絡調整をさせていただくことがあります。

#### 「個人番号（マイナンバー）記載欄」

個人番号欄が空白であっても、記載内容に誤りがなければ、申請書等を受け付けます。

個人番号の記載がある場合は、個人番号確認及び本人確認が必要となります。

個人番号を記載した申請書等を提出する場合、(1) 個人番号確認、(2) 身元確認、(3) 代理権の確認についての確認書類の写しの提出が必要となります。

#### イ 預貯金等の資産の額がわかる書類

申請書の「預貯金等に関する申告」欄に記載した金額に間違いがないかを保険者（堺市）が提出書類をもって確認します。

#### ◎預貯金等の資産の額がわかる書類とは・・・

申請日時点での①「銀行名・支店・口座番号・名義」、②「最終の残高」がわかる部分の写しが必要です。

対象となる資産の種類	必要な書類
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（2か所） ①口座名義等の記載ページ（通帳表紙の裏面） ②口座残高の記載ページ ※普通預金であれば、最終の記帳ページ （最終残高の年月日が、申請日から2か月以内であることがわかるページ） ※定期預金であれば、定期預金の全ての記帳ページ 通帳を紛失されている場合、口座名義が確認できるキャッシュカードの写しとATMで発行される「ご利用明細」の写しの添付でも可能です。
有価証券、投資信託	証券会社や銀行、信託銀行の口座名義等と残高の記載箇所の写し ※ウェブサイトの写しも可
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座名義等と口座残高の記載箇所の写し ※ウェブサイトの写しも可
現金（いわゆるタンス預金）	申請書にその額を記入する。



書類の添付もれ等がないかをご確認ください。

- 必要部分（上記①口座名義等・②口座残高）の写しが添付されているか。
- 配偶者「有」の方は、本人に加え、配偶者名義の通帳等の写しも添付されているか。

## ウ 同意書

本人及び配偶者が自己申告した預貯金等の額について、保険者（堺市）が金融機関に照会することへの同意書（申請書の裏面）の提出が法律で定められています。

（介護保険法施行規則第83条の6第2項）



「同意書」の記入・押印もれがないかをご確認ください

金融機関への照会方法の関係上、同意書が申請書の裏面となっており、記入・押印もれが想定されます。

同意書の記入・押印がない場合は、申請書を受け付けできません。その場合、本市から返送し、記入・押印のうえ、再度提出いただくことになり、認定が遅れる場合もありますので、十分確認してください。

## (2) 申請にあたり、ご注意いただきたいケース

### ア 配偶者のいる方

同一世帯か別世帯かに関わらず、配偶者名義の書類の提出も必要となります。

### イ 夫婦ともに軽減を受けようとする方

それぞれの申請書に夫婦2人分の書類を添付してください。

### ウ 預貯金の額が各段階の預貯金額を超える方で、負債(借入金・住宅ローンなど)がある方

預貯金額等の額から負債額を差し引いた結果、各段階の預貯金額以下となる場合は軽減が受けられますので、負債金額を申請書に記入のうえ、負債金額がわかる書類(借用証書などの写し)の提出が必要です。

### エ 生活保護受給者、境界層措置者の方

それぞれ独自の要件により、資産も含めて負担限度額認定が行われますので、提出書類は不要です。

### オ 申請時に軽減要件を満たしていない方

申請書の提出は必要ありません。ただし、今後要件を満たした時点で申請できます。

(要件を満たさない例)

- ・ 預貯金額等の額が単身で各段階の預貯金額以上ある。
- ・ 同一世帯でない配偶者が市民税課税者である。

### カ 本人以外の方が申請する場合

申請書の最下部にある「申請者氏名」等の欄に記入してください。

### キ 成年後見人等が申請する場合

申請書の最上部にある「被保険者氏名」欄の余白に「成年後見人〇〇〇〇」と記名・押印のうえ、本人の代理人である旨がわかる登記事項証明書等を添付してください。本人の押印は必要ありません。

なお、申請者住所欄に成年後見人等の連絡先をご記入ください。又、裏面の同意書欄の住所の欄に成年後見人等の連絡先を、氏名の欄に「被保険者氏名 成年後見人 〇〇〇〇」と記名・押印をしてください。